

議案第 78 号

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年墨田区条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 区長の部 2 の項を次のように改める。

2 削除

別表第 1 区長の部に次のように加える。

35 住登外者宛名番号管理機能（区で管理する住登外者（区の住民基本台帳に記録されていない者であって、区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 1 教育委員会の部に次のように加える。

2 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
--

別表第 2 区長の部 1 の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」の次に「（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）」を加え、「又は介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護保険給付等関係情報」という。）の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同部 1 の 3 の項及び 1 の 4 の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者

宛名情報」に改め、同部２の項を次のように改める。

２ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」による外国人に対する保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
--	----------------------

別表第２区長の部２の２の項中「児童福祉法」の次に「（昭和２２年法律第１６４号）」を加え、「実施又は」を「実施若しくは」に改め、「という。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同部２の３の項及び２の４の項中「外国人生活保護関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同部２の５の項中「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」の次に「（昭和３９年法律第１３４号）」を、「国民年金法等の一部を改正する法律」の次に「（昭和６０年法律第３４号）」を加え、同部２の６の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の次に「（平成１７年法律第１２３号）」を加え、「又は外国人生活保護関係情報」を「、外国人生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部３の２の項中「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部４の項中「難病の患者に対する医療等に関する法律」の次に「（平成２６年法律第５０号）」を加え、同部８の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部１５の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部２４の項中「又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部２５の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部２６の項中「又は国民年金法」を「、国民年金法」に改め、「関す

る情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同部２６の２の項中「又は子ども・子育て支援法」を「、子ども・子育て支援法」に改め、「関する情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同部２６の３の項中「又は措置に関する情報」を「若しくは措置に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部２７の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部２８の項中「又は地方税関係情報」を「、地方税関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部２９の項中「又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同部に次のように加える。

４０ 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
４１ 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第３区長の部を削り、同表教育委員会の部１の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報又は住登外者宛名情報」に改める。

付 則

この条例は、令和７年６月１５日から施行する。

（提案理由）

地方公共団体情報システムの共通機能標準仕様書で定める住登外者宛名番号管理機能において個人番号が取り扱われること及び生活に困窮する外国人の保護に係る取扱いが準法定事務に定められたことに伴い、所要の改正をする必要がある。